

青森県報

第三千五十五号

平成二十一年
三月四日
(水曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	一
保安林の指定	(林政課)	一
右 同	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
車両制限令第三条第一項第一号イに規定する道路の指定	(同)	三
車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定	(同)	三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(同)	四
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	(建築住宅課)	五
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	(同)	六
右 同	(同)	六

告

示

青森県告示第百十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いちい薬局五所川原旭町店 いちい薬局深浦町関店	五所川原市旭町二五の七 西津軽郡深浦町大字関字柝沢四〇の二二	平成二・三・一

青森県告示第百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢一四九の二地先・一四九の二二 地先・七 一 地先(以上三筆地先)について次の図に示す部分に限る。()

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
 - 三 沢市大字三沢字浜通八八五の一 地先・八八七 地先・九 二の一 地先・九 二の二 地先（以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
飛砂の防備
- 三 指定施業要件

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	南部田子線	三戸郡南部町大字沖田面字上村三四の一から 三戸郡南部町大字沖田面字桑ノ木田二八の二まで		四・二〇メートルから 五・二五メートルまで	八八九・〇〇メートル			
2	県道	岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上九〇から 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上八四の一まで		七・〇〇メートルから 二・〇〇メートルまで	九九〇・〇〇メートル			
			中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一三八の七六から 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上八四の一まで		七・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	一四〇・〇〇メートル			

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三四〇号	八戸市南郷区大字泥障作字西山四の四から八戸市南郷区大字泥障作字東小木森六の七まで	平成三・三・五
県道 南部田子線	三戸郡南部町大字沖田面上村三四の一から三戸郡南部町大字沖田面字桑ノ木田二八の二まで	三・三・四

青森県告示第百十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間	
路線名	区 間
国道 四五四号	八戸市大字尻内町字渡ノ葉三三の七から八戸市大字尻内町字根岸河原三〇の四五まで

二 指定する年月日

平成二十一年四月一日

青森県告示第百十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間	
路線名	区 間
県道 八戸野辺地線	八戸市大字市川町字尻引前山三一の二五五から八戸市大字市川町字藁田柳八五の一まで
県道 八戸環状線	八戸市大字市川町字長七谷地二の一四四から八戸市大字市川町字尻引前山三一の二五五まで

二 指定する年月日

平成二十一年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりコンソーシアム三沢

三 代表者の氏名

羽立 俊士

四 主たる事務所の所在地

三沢市東町一丁目九の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市にふさわしい国際色豊かなまちづくり活動の促進及び地域コミュニティ活性化支援に関する事業を行うことにより、地域住民がその取り組みに共感し、自信と誇りを持って暮らし、愛する地域の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ECCオリパブリック白神

三 代表者の氏名

渋谷 拓弥

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字神田五丁目四の五

五 定款に記載された目的

この法人は、世界自然遺産白神山とそれを取り囲む都市住民に対し、環境教育やその他の環境に関する事業を行い、未来を担う子どもたちのために美しい自然を愛でる心を伝えていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本リンパケアセラピスト協会

三 代表者の氏名

小芝 道子

四 主たる事務所の所在地

八戸市根城六丁目九の六

五 定款に記載された目的

この法人は、リンパケアがもたらす効用に着目して、多くの人たちへ、知識の普及啓発、人材育成、資格認定等を通じて、健康で豊かな文化的生活に資するとともに、広く地域に「ホームリンパ」の輪を広げていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人花さき村

三 代表者の氏名

河原木 幸二

四 主たる事務所の所在地

八戸市小中野五丁目一の二四

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者(児)に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)第十四条の規定により公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十一年七月五日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十一年九月十三日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十一年七月二十六日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十一年十月十一日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十一年四月一日(水) から同月七日(火) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) に おいて、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成二十一年四月十三日(月) から同月十七日(金) まで(ただし、八戸市での受付は同月十四日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目一四〇 青森県観光物産館アスパム

(2) 八戸市一番町二丁目九の二二 八戸地域地場産業振興センターユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他

建築に関する実務経験についての証明書

(3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成二十一年八月二十五日頃

(二) 設計製図試験 平成二十一年十二月三日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成二十一年九月八日頃

(二) 設計製図試験 平成二十一年十二月三日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会（電話〇一七七七三 二八七八）に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

宅地建物取引業者の事務所所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工藤不動産

二 代表者の氏名 工藤 和夫

三 免許証番号 青森県知事（四）第二六〇八号

宅地建物取引業者の事務所所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エイトピア

二 代表者の氏名 八木 昭彦

三 免許証番号 青森県知事（三）第二七四七号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------